

# 介護サービス・介護予防サービス

要介護1～5の方  
要支援1・2の方

## 居宅サービスの種類

ケアプランを立てる

### 居宅介護支援 (介護予防支援)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが  
ケアプランの作成などを行います。

利用者負担はありません

自宅でサービスを受ける

### 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

要介護  
1～5

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの  
身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を  
行います。

#### 身体介護

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣服の交換などのお手伝い
- 通院の付き添い など

#### 生活援助

- 部屋の掃除や洗濯
- 食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物 など



- 費用のめやす  
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
身体介護中心 (20～30分未満)	285円	2,850円
生活援助中心 (20～45分未満)	209円	2,086円
通院などのための乗車・ 降車の介助(1回)	113円	1,128円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

#### サービス対象外

利用者以外のためのお手前はサービスの  
対象になりません。

- 本人以外のための掃除
- 庭の草むしり
- ペットの世話
- など

### 訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介  
助を行います。要支援1・2の方は自宅に浴室  
がないなどの場合に限ります。

- 費用のめやす  
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	1,437円	14,364円



要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	972円	9,712円

## 自宅でサービスを受ける

## 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

要介護  
1~5要支援  
1・2

リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。



●費用のめやす  
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

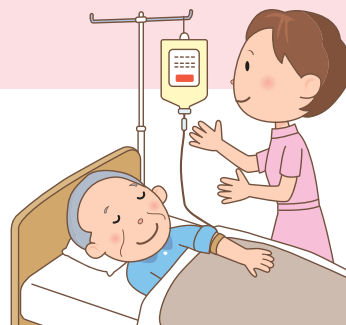
要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

## 訪問看護(介護予防訪問看護)

要介護  
1~5要支援  
1・2

看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話を行います。



●費用のめやす  
要介護1~5(1割負担の場合)(30分未満)

	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	454円	4,537円
指定訪問看護ステーションの場合	536円	5,358円

要支援1・2(1割負担の場合)(30分未満)

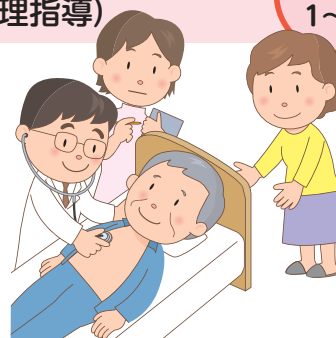
	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	435円	4,343円
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	513円	5,130円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

## 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

要介護  
1~5要支援  
1・2

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



●費用のめやす  
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

## 施設に通いサービスを受ける

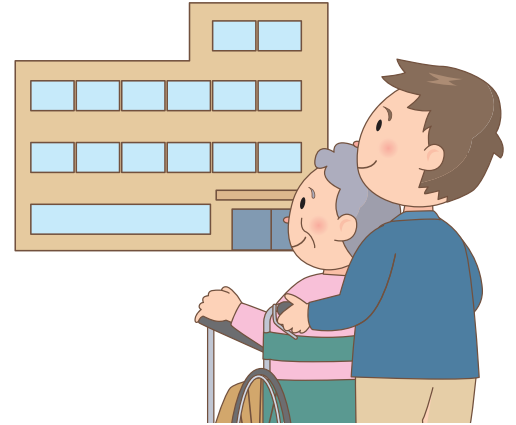
## 通所介護(デイサービス)

要介護  
1~5

通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

## 追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上  
を受けることもできます。(別料金となります)



## ●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(3~4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	402円~ 638円	4,011円~ 6,376円

要介護1~5(1割負担の場合)(7~8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	714円~ 1,245円	7,139円~ 12,447円

※費用は施設の種類によって異なります。※送迎の費用は含まれます。※食費は別途自己負担となります。

通所リハビリテーション(デイケア)  
(介護予防通所リハビリテーション)要介護  
1~5要支援  
1・2

医療機関や介護老人保健施設・介護医療院に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。

## 追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上  
を受けることもできます。(別料金となります)



## ●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(6~7時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	789円~ 1,422円	7,881円~ 14,219円

要支援1・2(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	2,279円	22,788円
要支援2	4,439円	44,388円

※費用は施設の種類によって異なります。※送迎の費用は含まれます。※食費は別途自己負担となります。

## 宿泊してサービスを受ける

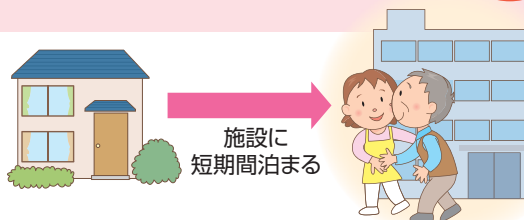
### 短期入所生活介護(ショートステイ)

(介護予防短期入所生活介護)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	662円～ 971円	6,615円～ 9,701円

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	495円	4,950円
要支援2	616円	6,160円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※連続した利用日数は30日までとなります。

### 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

(介護予防短期入所療養介護)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練などを受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	902円～ 1,139円	9,014円～ 11,390円

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	665円	6,649円
要支援2	838円	8,371円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※連続した利用日数は30日までとなります。

## 有料老人ホームに入居しながらサービスを受ける

### 特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	587円～ 880円	5,864円～ 8,796円

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	199円	1,983円
要支援2	339円	3,389円

※居住費・食費は別途自己負担となります。

# 要介護1～5の方 施設サービスの種類

## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) [日常生活全般で介護が必要な方向け]

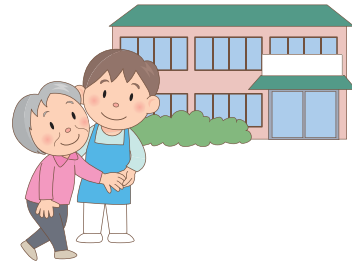
要介護  
3～5

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。

- 費用のめやす  
要介護3～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護3～要介護5	865円～ 1,013円	8,643円～ 10,126円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。  
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。  
※要介護1・2の方は原則利用できません。



## 介護老人保健施設 [リハビリテーションを受けたい方向け]

要介護  
1～5

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。

- 費用のめやす  
要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	868円～ 1,100円	8,676円～ 10,998円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。  
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



## 介護医療院 [長期間、医療ケアが必要な方向け]

要介護  
1～5

症状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療と日常生活上の介護を一時的に行います。

- 費用のめやす  
要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	918円～ 1,504円	9,177円～ 15,031円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。  
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

## 介護療養型医療施設 [長期間、医療ケアが必要な方向け]

要介護  
1～5

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けます。

- 費用のめやす  
要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

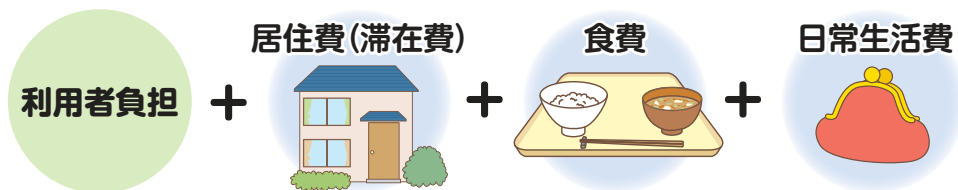
	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	770円～ 1,271円	7,695円～ 12,709円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。  
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。  
※令和3年4月現在、中野区では実施していません。



## ■施設サービスを利用した場合の費用

施設サービス費用の1割～3割と居住費(滞在費)、食費、日常生活費が入所者の負担となります。



### 居住費(滞在費)、食費のめやす<日額>

利用者の負担額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用のめやすとなります。

食費は「食材料費+調理費」、居住費(滞在費)は「室料+光熱水費」相当となります。

赤太枠は令和3年8月より変更

利用者負担額 (第4段階)	居住費(滞在費)			食費
	ユニット 型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
居住費(滞在費)と 食費の標準的な費用	2,006円	1,668円 (1,171円)*	377円 (855円)*	1,445円



※( )内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室または多床室の額です。

\*施設の設定した居住費(滞在費)・食費が標準的な費用を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

### 所得・資産の少ない方は居住費(滞在費)・食費の負担限度額<日額>が軽減されます

中野区へ申請し所定の審査に通過すれば、下表の限度額までの負担となります。

赤太枠は令和3年8月より変更

利用者 負担段階	対象者	居住費(滞在費)の限度額			食費の 限度額
		ユニット型 個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金 収入額と非課税年金収入額の合計+その他の合計所得 金額の合計が年間80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円 <600円>
第3段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計+その他の合計所得金額が 年間80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 <1,000円>
第3段階 ②	・世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計+その他の合計所得金額が 年間120万円超の方				1,360円 <1,300円>

※( )内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の居住費です。

※< >内は短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額です。

※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※「世帯全員」には別世帯(世帯分離)の配偶者を含みます。 ※非課税年金は「遺族年金」・「障害年金」です。

※一定以上の預貯金等の資産のある方は対象外となります。

### 中野区へ申請が必要です

高額介護サービス費の支給/高額医療合算介護サービス費の支給(11ページ)

所定の申請書を中野区へ提出します。

居住費(滞在費)、食費の負担の軽減(当ページ)

中野区に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者に提示します。



要介護1～5の方  
要支援1・2の方

## 生活環境を整えるサービス

## 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための、歩行器等定められた福祉用具を借りることができます。貸与の対象になる福祉用具の品目は、要支援・要介護区分によって異なります。(○は貸与可能)  
レンタルの費用は事業者ごとに異なりますので借りる前によく検討してください。

福祉用具	要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いすとその付属品			○	○
特殊寝台とその付属品			○	○
床ずれ予防用具			○	○
体位変換器			○	○
手すり(工事をとみなわないもの)	○	○	○	○
スロープ(工事をとみなわないもの)	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
歩行補助杖	○	○	○	○
認知症高齢者徘徊感知器			○	○
移動用リフト(つり具を除く)			○	○
自動排せつ処理装置(尿及び便を自動的に吸引する機能のもの)				○
自動排せつ処理装置(尿のみ自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○	○

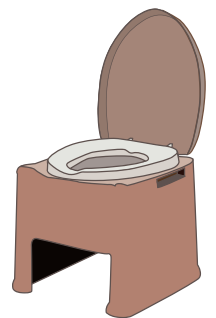
- 身体状況によっては○以外の品目も貸与できる場合があります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
- 事業所ごとに[福祉用具専門相談員]が配置されています。利用する前に必ずアドバイスを受けましょう。
- 福祉用具には、貸与価格の上限が設定されているものがあります。

## 福祉用具購入費の支給

排せつや入浴など貸与になじまない定められた福祉用具の購入費の支給を受けることができます。申請額は10万円を上限とします(期間は4月から3月までの1年間)。そのうち1割～3割が利用者負担額となります。同品目は原則1回の支給です。上限額を超えた購入費は自己負担となります。

## 購入できる福祉用具の品目

- 腰掛便座(補高便座、ポータブルトイレ)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具  
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



！福祉用具を購入する前に十分注意してください！

- 指定登録店で購入した場合のみ支給対象になります。
- 福祉用具貸与の対象品になっているものは購入できません。
- 病院、施設等に入院、入所中に購入したものは対象になりません。
- 通信販売(インターネットやテレビ通販番組等)で購入したものは対象になりません。

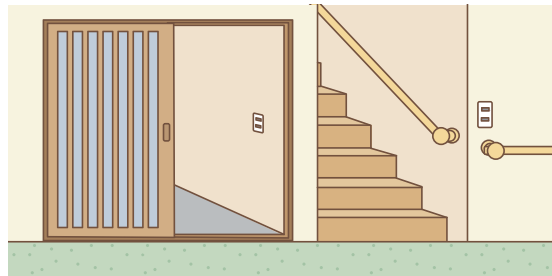
問い合わせ先：介護・高齢者支援課介護給付係 直通電話03-3228-6531

## 住宅改修費の支給

家庭での手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。申請額は20万円を上限とします。そのうち1割～3割が利用者負担額となります。改修時に住んでいる住民登録地の住居が対象となります。**申請は必ず工事の前に行ってください。**

### 住宅改修の種目

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床または通路面の材料の変更
- 扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え



### ！住宅改修をする前に十分注意してください！

- 改修費は新築や改築の場合は支給されません。
- 同一住居に複数の該当者がいる場合は、専用居室ごとに申請できますが、共有部分については、どちらか一方が申請することになります。
- 改修の見積もりは複数の工事業者からとるようにしましょう。
- 改修部分について保険の適用になるかどうか疑問がある場合はご相談ください。
- 病院、施設等に入院、入所中は給付ができない場合があります。

### 住宅改修手続きの流れ

#### 申請に必要な書類

- 「住宅改修費支給申請書」
- 「住宅改修が必要な理由書」※ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が作成します。
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(日付入りの工事箇所ごとの写真及び簡単な図面を用いたもの)
- 「工事見積書」介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- 「住宅の所有者の承諾書」★改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。

上記の書類等を介護・高齢者支援課介護給付係に提出し、審査確認を受けます。

確認には1週間程度かかります。確認された場合には「確認通知書」を交付します。確認後、工事を行ってください。



工事終了後、次の書類を提出してください。

- 「確認通知書」
- 「工事代金領収書」
- 「工事内訳書」
- 工事箇所ごとの改修後の日付入りの写真
- 中野区様式の「請求・領収書」

問い合わせ先：介護・高齢者支援課介護給付係 直通電話03-3228-6531



要介護1～5の方  
要支援1・2の方

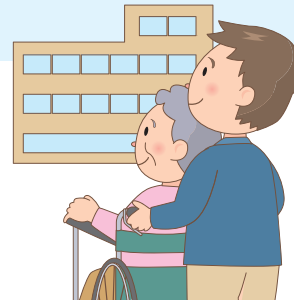
## 地域密着型サービス

中野区内の事業所の利用は、中野区民が対象です。

### 地域密着型サービス

#### 地域密着型通所介護

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。



要介護  
1～5

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(3～4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	453円～ 721円	4,523円～ 7,204円

※食費は別途自己負担となります。※送迎の費用は含まれます。

要介護1～5(1割負担の場合)(7～8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	818円～ 1,426円	8,175円～ 14,257円

#### 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受けます。



要介護  
1～5

要支援  
1・2

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(5～6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	951円～ 1,358円	9,501円～ 13,575円

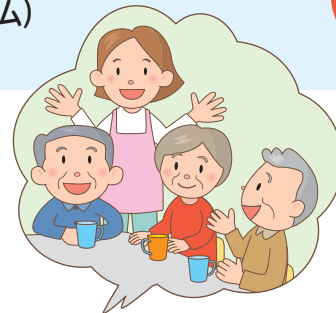
※食費は別途自己負担となります。※送迎の費用は含まれます。

要支援1・2(1割負担の場合)(5～6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	822円	8,214円
要支援2	917円	9,168円

#### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。



要介護  
1～5

要支援  
2

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	833円～ 936円	8,327円～ 9,352円

※食費・居住費は別途自己負担となります。※要支援1の方は利用できません。

要支援2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援2	829円	8,284円

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

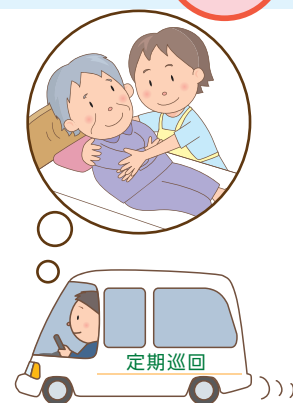
要介護  
1～5

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます。

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
介護のみの場合	6,495円～29,445円	64,945円～294,450円
介護と看護利用の場合	9,476円～33,746円	94,756円～337,451円



## 夜間対応型訪問介護

要介護  
1～5

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを受けます。

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
登録料(1か月あたり)	1,169円	11,685円
随時訪問(1回)	671円	6,703円
定期巡回(1回)	440円	4,400円

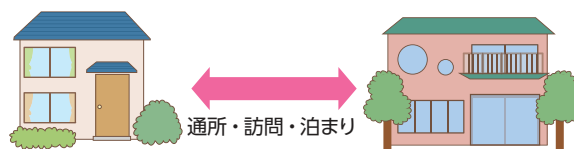


## 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	11,570円～30,100円	115,695円～300,998円

要支援1・2(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	3,817円	38,161円
要支援2	7,713円	77,122円

※送迎の費用は含まれます。※食費は別途自己負担となります。

## 看護小規模多機能型居宅介護

要介護  
1～5

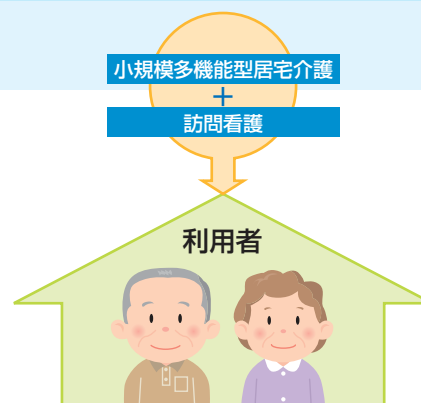
小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加した介護サービスを行います。

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	13,807円～34,839円	138,061円～348,384円

※送迎の費用は含まれます。※食費は別途自己負担となります。



# 中野区独自の介護保険サービス(特別給付)

## ■短期入所(ショートステイ)に伴う送迎費用の支給

短期入所(ショートステイ)\*利用時の送迎の際に、タクシーや寝台車を利用しなければならない場合、支払った送迎費用のうち、利用者負担額(下表参照)を超える額を給付します。

ただし、給付限度額(タクシー12,500円・寝台車12,000円)(下表参照)を超えた額は、全額利用者負担となります。

\* (介護予防)短期入所生活(又は療養)介護として指定されている施設のみ対象となります。

● **対象者**: 要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方で、短期入所(ショートステイ)を利用する際に、タクシーおよび寝台車を利用しなければならない方。ただし、自宅から短期入所施設までの区間に限ります。

### ●利用者負担と給付限度額(片道)

	利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500円	12,500円

	利用者負担額	給付限度額
寝台車を利用した場合	4,000円	12,000円

## ■訪問理美容サービス

在宅で寝たきりの方などに、訪問による理美容サービスを実施します。

● **対象者**: 要介護3～5で、寝たきりまたは認知症により理美容店での調髪が困難な方。

● **利用者負担**: 1回につき1,500円

● **内容**: 区が発行する理美容券により、区と協定を結んでいる理美容店から訪問による理美容サービスが受けられます。理美容券は、3か月に1枚の割合で、年間最大4枚まで発行します(申請月で、理美容券の年間の給付枚数が異なります)。

## ■寝具乾燥サービス

在宅で寝たきりの方などに、寝具乾燥サービスを実施します。

● **対象者**: 要介護4・5で身体または家屋の環境により寝具乾燥を行うことが困難な方。要介護4・5で寝たきりおよび常時失禁状態の方。

### ●内容及び利用者負担(1回につき)

・ 水洗い(年3回) 寝具の表面及び中綿も含めて水洗い・乾燥を行います。

1回につき 1,000円(住民税世帯非課税等 800円)

・ 乾燥消毒(年9回) 熱風をあてて、消毒脱臭・乾燥を行います。

1回につき 700円(住民税世帯非課税等 550円)

● **利用方法**: 区と協定を結んでいる事業者が訪問し、毎月1回、水洗いまたは乾燥消毒のサービスを行います。毎月の実施日時や内容は予め定められています。

問い合わせ先: 介護・高齢者支援課介護給付係 直通電話03-3228-6531

## ■おむつサービス

要介護1以上で常時失禁状態の方へ、おむつの現物給付を行います。

● **内容**: 紙おむつを月1回自宅等へ配送します。

● **利用料**: 無料。ただし所得制限あり。生計中心者の前年の合計所得金額350万円未満の方。

● **相談・申請先**: 最寄りの地域包括支援センター(32ページ参照)

申込受付は前月25日まで(土日祝はその直前の平日、2・4・12月は早まります。)

問い合わせ先: 地域包括支援センター(32ページ参照)

\*介護保険給付外のサービスについては30～31ページをご覧ください。